

一般社団法人 日本がん免疫学会 入退会及び休会に関する規則

令和 7 年 11 月 26 日制定

(目的)

第 1 条 本規則は、一般社団法人日本がん免疫学会(以下「本会」という。)の定款第 3 章における本会への入退会及び休会に関する手続きを定める。

(入会の手続き)

第 2 条 本会の会員になろうとする者は、本会の定款及び理事会が定める規則に同意したうえで、オンラインシステム経由または郵便によって入会申込書を理事会に提出しなければならない。

(入会の許可)

第 3 条 前条による入会の申込みを受けた理事会は、入会を希望する者が定款第 5 条に定める資格を満たすと認めるときはその入会を承認することとする。

(会員の資格の取得)

第 4 条 理事会により会員として入会を認められた者は、理事会が定めた規則に従い、入会申込書に記載の入会希望日が属する暦月の前月末日までに本会に入会金を納付しなければならない。かかる納付の後、入会希望日をもって会員たる資格を取得する。

(退会)

第 5 条 会員は、定款第 8 条に定める手続きに従い、退会することができる。

2 退会しようとする会員は、退会の 1 ヶ月以上前までに、必要事項を記載した退会届出書を自由書式にて作成し、これを理事会に提出しなければならない。ここにいう必要事項は、次のとおりである。

- ・会員の氏名および会員番号
- ・メールアドレス、電話番号または住所など連絡先
- ・退会希望年月日

3 会員が死亡したときは、本会から退会したものとみなす。この場合は、前項の退会届出書の提出は不要とする。

(除名)

第 6 条 会員は、定款第 9 条に定める手続きに従い、除名されることがある。

(会員たる資格の喪失)

第 7 条 社員総会により会員の除名が決議されたときは、当該会員は、理事長がかかる除名の決定を当該会員に対し書面にて通知したときに会員たる資格を喪失する。

(会費の返還)

第 8 条 退会又は除名により会員資格を喪失した者は、本会に対し既に支払った入会金、会費等の払戻を請求できない。

(会員資格喪失後の権利及び義務)

第 9 条 退会又は除名により会員資格を喪失した者は、会員資格に基づき本会より付与又は許諾された一切の権利を喪失する。

(休会)

第 10 条 会員は理由及び期限を理事長に申告し、休会することができる。休会の理由は、留学、出産、育児、介護等、理事長が認めるものとする。

2 休会中の会員は、定款第 7 条に定める年会費を納めることを要しない。

3 休会は原則として 5 年間を限度とし、理事長に理由を申告して延長が認められない限り、6 年目の事業年度末に会員資格を喪失する。

(規則の改正)

第 11 条 本規則の改正は、理事会の決議による。